

筑波大学大学院出願資格(有無)及び出願資格審査申請について

I 大学院医学を履修する博士課程の出願資格について

・「1 一般入学試験の出願資格について」により出願資格を確認すること。ただし、選抜方法により出願要件を設けているものもあるので、学生募集要項をよく確認すること。

・「B 出願資格審査を要する者」に該当する者は、出願前に出願資格審査(注1)に申請し、審査の結果、出願資格が認定された場合に出願することができる。

申請に当たっては「II 出願資格審査(B(8)~(10)に該当する者)」をよく読み、申請すること。

(注1)出願資格審査とは、本学大学院が大学を卒業した者と同等以上の学力があるか否かを出願前に審査すること。

1 一般入学試験の出願資格について

A 出願資格審査を要しない者

(1) 日本の大学における医学、歯学又は修業年限6年の獣医学若しくは薬学を履修する課程を卒業した者又は令和7年(2025年)3月卒業見込みの者

(2) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者又は令和7年(2025年)3月修了見込みの者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者又は令和7年(2025年)3月修了見込みの者

(4) 外国の大学等において、修業年限が5年以上の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者又は令和7年(2025年)3月までに取得見込みの者(学校教育法施行規則第155条第1項第4号の2)

外国において18年に満たない課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了し、学士の学位に相当する学位を授与された者又は見込みの者を含む

本条件で出願する予定の方は、募集要項記載の担当・問合せ先又は「II(2)申請期間・提出先」の入試課大学院入試まで、出願前にあらかじめお問い合わせください。

(5) 防衛庁設置法(昭和29年法律第164号)による防衛医科大学校を卒業した者又は令和7年(2025年)3月卒業見込みの者

(6) 大学の修士課程、博士前期課程又は専門職大学院の課程を修了した者又は令和7年(2025年)3月までに修了見込みの者

(7) 大学の一貫制博士課程(5年)に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者

B 出願資格審査を要する者

(8) 大学(医学、歯学又は修業年限6年の獣医学若しくは薬学を履修する課程を除く。)を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本学大学院において、当該研究の成果等により、大学の医学、歯学又は修業年限6年の獣医学若しくは薬学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

- (9) 本学の大学院において行う個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの又は令和7年(2025年)3月までに24歳に達するもの
- (10) 令和7年(2025年)3月末日で大学(医学、歯学、獣医学又は修業年限6年の薬学を履修する課程に限る。)に4年以上在学した者であって、本学の大学院が、本学の大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

II 出願資格審査(上記B(8)~(10)に該当する者)

下記により出願資格審査申請を行なうこと。

(1) 提出書類

- (ア) 出願者調書(指定様式)
- (イ) 学歴、研究歴、職歴調書(指定様式)
- (ウ) 卒業証明書等(大学以降の学歴が確認できる証明書(写し可))
- (エ) その他学術院が必要と認める書類

注) 上記①、②とも検定料は出願資格審査の結果が出るまでは払い込まないこと。

(2) 申請期間・提出先

申請期間は、表3(<https://www.tsukuba.ac.jp/admission/graduate-overview/shikaku/>)を参照すること。

受付時間は、9時から11時30分、13時30分から17時まで

郵送の場合は、角形2号封筒(縦332mm×横240mm)を各自で用意し、下記「提出先」宛に書留速達で郵送すること。申請期間内必着とする。

また、学生募集要項において申請に必要な書類の入手方法、申請方法及び申請期間等の記載がある場合は、これに従って申請すること。

提出先・問い合わせ先

〒305-8577

茨城県つくば市天王台1-1-1

筑波大学 医学医療エリア支援室大学院教務

電話 029-853-3013, 5668

E-mail: medgra-nyushi#@#un.tsukuba.ac.jp (※「#@#」を「@」に置き換えてください。)

(3) 審査結果の通知

郵送により通知する。併せて、E-mail 又は電話でお伝えすることがある。